

FAX 送付状

平成 20 年 5 月 13 日

熱海市まちづくり課 [REDACTED] 様

静岡県東部農林事務所 治山課 [REDACTED]

お世話になります。

6 月 13 日の森林審議会の資料として、別添、林地開発許可の諮問に係る取扱いの 4 に記載されている資料が必要となります。

先行して用意するよう指導をお願いします。(5 月 23 日までに用意したいです。)

1 については、事業者へ早期に作成するよう指導してください。

2 については、本来審査者が作成すべきですが、申請書がない状況なので、熱海市と県で確認しながら作成していくしかありません。

産業振興課に対しても情報を提供してください。

※メールで様式を送ることも可能です。

記

1 事業者作成

- 位置図
- 計画平面図
- 緑化計画平面図
- 縦横断面図
- 航空写真又は現地写真 (復旧後なので、後日提出)

2 審査者作成

- 林地開発調書
- 審査項目

電話 055-920-2173

林地開発許可の森林審議会への諮問に係る取扱い

H18.7.3

当面下記により取り扱うものとする。

(開催日の通知)

- 1 森林計画室は、森林審議会林地保全部会（以下「森林審議会」という。）の当年度の開催日を前年度の3月25日までに各農林事務所又は許可権限移譲した静岡市、浜松市、富士市、沼津市（以下「移譲市」とする。）に通知するものとする。

(開催日1ヶ月前)

- 2 各農林事務所又は移譲市は、森林審議会に諮問する場合には、原則として開催日30日前に森林計画室にその概要を書面で報告するものとする。（審査中であるが、補正が軽微なもので正式に森林審議会に諮問できると見込まれるものを含む。）
- 3 森林計画室は、各農林事務所又は移譲市からの報告後速やかに（概ね開催日30日前）森林審議会委員に開催するかしないかを通知するものとする。また、開催する場合には予定している審議内容を通知するものとする。

(開催日3週間前)

- ④ 4 各農林事務所又は移譲市は、原則として開催日3週間前に森林計画室に森林審議会への諮問内容を説明し、審議会資料を提出するものとする。なお、提出資料は、許可（変更許可）申請書に添付される「位置図」「計画平面図」「緑化計画平面図」「縦横断面図」「航空写真又は現地写真」と許可（変更許可）時に作成する「林地開発調書」「審査項目」とする。サイズは、原則として図面がA3、その他はA4とし、提出部数は各1部とする。
- 5 各農林事務所又は移譲市は、森林計画室への諮問内容の説明後、関係市町に意見聴取するものとする。（市町の意見は、開催日10日前を目安に提出されることが望ましい。）

(開催日2週間前)

- 6 知事又は移譲市長（以下「許可権限者」という。）は、原則として開催日2週間前までに森林審議会に諮問するものとする。森林審議会林地保全部会長（以下「部会長」という。）は、各委員へ森林審議会開催を通知するものとする。（森林計画室は、部会長と開催方法等の打合せを行う。）

(開催日10日前)

- 7 森林計画室は、原則として開催日10日前に森林審議会委員に審議資料を送付するものとする。

(開催日当日)

- 8 森林審議会での役割分担は、森林計画室が会場設営や司会進行及び答申作成等の事務局業務を行うものとする。また、開発内容及び審査状況の説明と開発案件に係る質問の回答は、諮問した所属（農林事務所、移譲市又は森林計画室）が行うものとする。ただし、林地開発制度や審査基準に係る質問の回答は森林計画室が行うものとする。

(終了後)

- 9 森林審議会は、開催後速やかに知事に答申するものとする。森林計画室は、答申結果を各農林事務所又は移譲市に送付するものとする。（許可権限者は、答申後速やかに許可処分を行うものとする。）
- 10 各農林事務所、移譲市又は森林計画室は、許可書処分時に答申書の付帯意見の内容を申請者に伝え、付帯意見に対する申請者の対応を次回の森林審議会委員に報告するものとする。

11 森林計画室は、森林審議会の答申後速やかに審議結果を情報公開するものとする。
(その他)

12 各農林事務所又は移譲市長は、「林地開発許可審議の取扱い基準第 4 (会議に替えて個別に意見聴取を行う)」に該当する案件があるときには、直ちに森林計画室に連絡するものとする。

13 森林計画室は、内容を検討し、部会長と協議するものとする。

附則

この取扱いは、平成17年5月11日から適用する。

この取扱いは、平成17年9月21日から適用する。

この取扱いは、平成18年7月3日から適用する。

林地開発調査書

整理番号					
申請者					
開発行為の目的					
開発行為に係る事業又は施設の名称					
所在場所					
森林計画区名					
開発面積	事業区域面積	Ha			
	事業区域内の森林面積				
	形質変更の森林面積				
用途別内訳面積	開発後の用途	面積			百分率
		5条森林	5条森林以外	計	
			ha	%	
工事計画期間	着工	年	月		
	完成	年	月		
所要経費	用地費	千円			
	工事費				
	本工事費				
	防災工事費				
	その他				
	計				
森林の現況	地況	地質	土質	傾斜	標高
		樹種	林齢	生育状況	降水量
	林況				
生息動物 風致その他					
周辺地域の 施設の状況					
水源かん養機能に直接 依存する水需要の状況					
開発行為が周辺地域の 環境へ及ぼす影響					
特定林分指定状況等					
他の法令等との関連					
林地開発に対する 関係者の意見					
土地所有者の同意状況					
その他					
調査者職氏名					
調査年月日					

審査項目 (住宅団地の造成)

区 分	基 準 値	計 画 値	結 果	備 考		
災 害 の 防 止	切 土	法 面 勾 配	土質・高さに応じた勾配 (軟岩: 60度)			
		切 土 量				
		最 大 高 さ	原則として15m以下			
		小 段 幅	10mを超える場合は、5~10m毎に幅1~2mの小段を			
		小段間の高さ	設置			
		崩壊防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置			
	擁 壁 の 設 置	区域外に面する法面や、人家・学校等に近接する法面は擁壁を設置				
	盛 土	法 面 勾 配	30° (1:1.8)以下			
		盛 土 量				
		最 大 高 さ	原則15m以下 15m以上となる場合は所定の安全率 (常時1.5、地震時1.2)を確保すると共に、盛土高15m毎に独立したアース堰堤となるように設置			〔高盛土部〕15m以下になるようアースダムを設置
		小 段 の 設 置	5m毎に1~2mの小段設置			
		崩落防止措置	雨水流入等の場合は、排水施設を設置			
	擁 壁	L 型	安定計算上安定すること			
		逆 T 型	常時 1.5 以上			
		重 力 式	地震時1.2以上 (H=8.0m以上・重要度の高い擁壁)			
		ブ ロ ッ ク 積	土木部ブロック積 (石積) 擁壁構造基準による			
	砂 防 施 設					
	仮 設 沈 砂 池	1ha当たり年間200~400m ³ の土砂を貯留できるもの				
	沈 砂 池	必要容量 m ³				
河 川 改 修	下流河川に1/1の流下能力がない場合					
残 土 処 理 方 法	搬出先を明記し許認可 (写) を添付すること					
水 害 の 防 止	調 整 池	調整池の基数				
		堤 体 の 構 造	原則コンクリート (掘込式可) コンクリートの場合の安全率 常時 1.5 以上 地震時 1.2 以上			
		堤 体 の 高 さ	原則として15m未満 (築造式)			
		堤 頂 厚	掘込式4m以上			
		上 流 法 勾 配	掘込式の場合1:2.0以上			
		下 流 法 勾 配	コンクリートの場合安定計算による			
		調 整 容 量	必要容量 m ³			
		許 容 放 流 量	Rc=15 mm/hを下回らないこと			
		オ リ フ ィ ス	m以下			
		放 流 管	流水断面積は管路断面積の3/4以下 mm以上			
余 水 吐 の 構 造	100年確率降雨流量の1.5倍以上 m ³					
水 資 源 の 確 保	*水量の確保 *濁水の流入による水質悪化が無いこと	著しい支障が無いこと 必要がある時は、貯水池または導水路の設置その他の措置をすること 土砂の流出による水質の悪化を防止すること				
環 境 の 保	森 林 率	森林率 (緑地を含む) は20%以上。				
	周 田 林 帯	1事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は、原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の				
	残 置 森 林 面 積					
造 成 森 林 面 積						

全	造成緑地面積	場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。			
	緑化計画	2 開発行為に係る 1 箇所当たりの面積はおおむね 20ha 以下とし、事業区域内にこれを複数造成するばあいは、その間に幅おおむね 30m 以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。			
	その他	切土・盛土法面は、適切に緑化 残置・造成森林・緑地は、適正に維持管理			